

入間市の固定資産税等の「通称:わがまち特例」について

●わがまち特例とは

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称:わがまち特例）」といい、平成24年度税制改正により導入されております。

入間市では、固定資産税に係る特例率について市税条例に規定しています。なお、詳細については次の表のとおりとなっています。

「わがまち特例」による固定資産税及び都市計画税の特例措置（固定資産税32項目・都市計画税9項目）令和6年7月4日現在

No.	特例措置対象資産 （具体例）	税目	根拠規定 （地方税法）	取得時期	適用期間	特例割合	導入年度
1	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 家庭的保育事業	固定資産税 （家屋・償却資産） 都市計画税 （家屋）	法第349条の3の第27項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度
2	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 居宅訪問型保育事業	固定資産税 （家屋・償却資産） 都市計画税 （家屋）	法第349条の3の第28項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度
3	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 事業所内保育事業	固定資産税 （家屋・償却資産） 都市計画税 （家屋）	法第349条の3の第29項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度
4	汚水又は廃液処理施設 （沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等）	固定資産税 （償却資産）	附則第15条第2項第1号	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2	R2年度
5	下水道除害施設 （沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等）	固定資産税 （償却資産）	附則第15条第2項第5号	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5	R2年度
6	都市再生緊急整備地域の公共施設等 （公園、広場、防水、防砂又は防潮の施設、港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設、緑化施設、通路等）	固定資産税 （家屋・償却資産） 都市計画税 （家屋）	附則第15条第14項	R5.4.1～R8.3.31	5年度分	3/5	H27年度
7	特定都市再生緊急整備地域の公共施設等 （具体例は都市再生緊急整備地域の公共施設等と同じ）	固定資産税 （家屋・償却資産） 都市計画税 （家屋）				1/2	H27年度
8	津波対策の用に供する償却資産 （防潮堤・護岸・胸壁・津波避難施設）	固定資産税 （償却資産）	附則第15条第21項	H28.4.1～R10.3.31	4年度分	1/2	H28年度
9	指定避難施設 （津波防災地域づくりにおける指定避難施設の用に供する家屋のうち指定避難用部分）	固定資産税 （家屋）	附則第15条第22項第1号	H30.4.1～R9.3.31	5年度分	2/3	H30年度
10	協定避難施設 （津波防災地域づくりにおける協定避難施設のうち警戒区域内に存した指定避難施設の用に供する家屋のうち管理協定に定められた避難用部分）	固定資産税 （家屋）	附則第15条第22項第2号	H30.4.1～R9.3.31	5年度分	1/2	H27年度
11	協定避難施設 （津波防災地域づくりにおける協定避難施設のうち警戒区域内に建設予定又は建設中である指定避難施設の用に供する家屋のうち管理協定に定められた避難用部分）	固定資産税 （家屋）	附則第15条第22項第3号				
12	指定避難施設 （津波防災地域づくりにおける指定避難施設に附属した避難の用に供する償却資産）	固定資産税 （償却資産）	附則第15条第23項第1号	指定避難施設の指定日以後	5年度分	2/3	H30年度
13	協定避難施設 （協定避難施設に附属する誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）	固定資産税 （償却資産）	附則第15条第23項第2号	指定避難施設の指定日以後	5年度分	1/2	H27年度

No.	特例措置対象資産 (具体例)	税目	根拠規定 (地方税法)	取得時期	適用期間	特例割合	導入年度
14	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備:千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第1号イ	R6.4.1～R8.3.31	3年度分	2/3	R2年度
15	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備:20kw以上)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第1号ロ				
16	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備:千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第1号ハ				
17	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備:1万kw以上2万kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第1号ニ				
18	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備:1万kw以上2万kw未満 ※1)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第2号 ※1 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち個体のものに限る	R6.4.1～R8.3.31	3年度分	6/7	R6年度
19	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備:千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第3号イ	R6.4.1～R8.3.31	3年度分	3/4	R2年度
20	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備:20kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第3号ロ				
21	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備:5千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第3号ハ				
22	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備:5千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第4号イ	R6.4.1～R8.3.31	3年度分	1/2	R2年度
23	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備:千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第4号ロ				
24	再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス発電設備:1万kw未満)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第25項第4号ハ				
25	浸水防止用設備 (防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第28項	H29.4.1～R8.3.31	5年度分	2/3	H29年度
26	市民緑地の用に供する土地	固定資産税・都市計画税 (土地)	附則第15条第32項	法律の施行日～R7.3.31	3年度分	2/3	H29年度
27	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	固定資産税・都市計画税 (土地)	附則第15条第37項	R2.4.1～R8.3.31	3年度分	2/3	R2年度
28	都市再生特別措置法に規定する滞在快適性等向上施設等	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 都市計画税 (土地・家屋)	附則第15条第38項	R6.4.1～R8.3.31	5年度分	1/2	R6年度
29	雨水貯留浸透施設 (透水性舗装、浸透ます、貯留施設、浸透トレンチ等)	固定資産税 (償却資産)	附則第15条第41項	法律の施行日～R9.3.31	期限なし	1/3	R3年度
30	貯留機能保全区域の指定を受けた土地 特定都市河川浸水被害対策法により指定された貯留機能保全区域内にある土地	固定資産税・都市計画税 (土地)	附則第15条第42項	R4.4.1～R7.3.31	3年度分	3/4	R4年度
31	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅)	固定資産税 (家屋)	附則第15条の8第2項	H27.4.1～R7.3.31	5年度分	2/3	H27年度
32	管理計画認定マンション 管理計画認定マンション等一定の要件を満たし、長寿命化工事を実施した区分所有マンション	固定資産税 (家屋)	附則第15条の9の3第1項	R5.4.1～R7.3.31	1年度分	1/3	R5年度